

役員等の報酬等の総額

定款第 22 条により、役員等に支給する報酬等総額を下記のとおり決定し、平成 31 年度以降に支給される報酬等金額より適用する。

区 分	人 数	年 総 額 (最高限度額)
理 事	9 人	6, 0 0 0, 0 0 0 円以内
監 事	2 人	4 0 0, 0 0 0 円以内
評議員	1 0 人	6 0 0, 0 0 0 円以内

※使用人兼務理事の使用人分の給与は含まない。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。(一部改正)